

小樽で安心♡子育て！

小樽市では子育てに関わる家計負担の軽減など、安心して子育てできる環境づくりを進めています。

保育料を軽減します！

令和5年
9月から！

👉 ほぼすべての所得階層で保育料を軽減します。

👉 2人目以降の保育料はすべて無料です。

例えば

- ① 市民税所得割額が71,100円以上97,000円未満の世帯【3歳未満の子ども1人】

	これまでの保育料	令和5年9月からの 保育料	
月額	28,800円	22,500円	月6,300円の負担軽減
年額	345,600円	270,000円	年間75,600円の負担軽減 (令和5年度は44,100円軽減)

- ② 市民税所得割額が169,000円以上207,500円未満の世帯

【7歳1人[小学生]、2歳1人[保育所]、0歳1人[保育所]の3人の子ども】

現在				
	1人目(7歳)	2人目(2歳)	3人目*(0歳)	合計
月額	— [小学生]	48,900円	0円	48,900円
年額	— [小学生]	586,800円	0円	586,800円
R5.9月から				
	1人目(7歳)	2人目(2歳)	3人目(0歳)	合計
月額	— [小学生]	0円	0円	0円
年額	— [小学生]	0円	0円	0円

月48,900円、年間586,800円(令和5年度は342,300円)の負担軽減！

※ 子どもの年齢(就学前か後か)に関わらず、3人目以降の保育料は従前から無料

病児保育の利用料を無償化します！

令和5年
4月から！

👉 市民税課税世帯の利用者から徴収している利用料を無償化します。

	これまでの利用料	令和5年4月からの 利用料
市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	0円	0円
市民税課税世帯	2,000円/日	0円

注) 給食費300円/日については、実施施設(認定こども園いなほ幼稚園)に支払いが必要です。

一時預かり事業の利用要件を拡大します！

令和5年
4月から！

他市町村で保育の利用認定を受けている方が、小樽での「里帰り出産」の際に、市内保育所での一時預かりを利用することが可能となりました。

【一時預かり実施施設(2か所)】 認定こども園ゆりかご保育園(入船5)、あおぞら保育園(勝納町)

【利用要件】 保護者の急病や入院、冠婚葬祭などに伴う緊急的・一時的な利用

育児疲れからのリフレッシュなどのための利用

里帰り出産に伴う利用

担当：こども未来部 子育て支援課
TEL32-4111 (内線304)



保育料の詳細などはこちらから